\bigcirc 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令(平成十三年政令第四百二十六号)

登録されている株式とする。)第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に令で定める株式は、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号	三十八条の三第四項において準用する場合を含む。)に規定する政て準用する場合を含む。)及び第三十八条の二第三項第一号(法第	第五条 法第三十八条第三項第一号(法第三十八条の四第四項におい(店頭売買有価証券)	改正案
る株式とする。	の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されてい式は、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十七条	第四項において準用する場合を含む。) に規定する政令で定める株する場合を含む。) 及び第三十八条の二第三項 (法第三十八条の三	第五条 法第三十八条第三項(法第三十八条の四第四項において準用(店頭売買有価証券)	現